

平成27年第2回港区議会定例会提出予定案件（概要）

区長報告第4号

専決処分について（（仮称）田町駅東口北地区保育園整備等工事請負契約の変更）

本件は、平成26年第2回定例会で承認された（仮称）田町駅東口北地区保育園整備等工事請負契約の変更について専決処分しましたので、報告するものです。

○ 専決処分の日（契約変更の日）

平成27年5月28日

○ 変更内容

契約金額 9億6,118万9,200円

→ 9億9,230万4,000円

（3,111万4,800円増）

○ 理由 解体する建物におけるアスベストの撤去に伴う工事の設計変更による変更

区長報告第5号

平成26年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

本件は、平成26年度の歳出予算の経費で予算成立後の事由に基づき年度内に支出を終わらなかったものについて、平成27年度に繰り越して使用することとしましたので、報告するものです。

○ 内容

（1）事業名 港区総合戦略プラン策定

繰越額 705万8,000円

理由 国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に対応した港区総合戦略プランの策定が平成27年度に及ぶため。

（2）事業名 低所得高齢者等生活支援事業

繰越額 2,272万円

理由 国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に対応した事業の実施が平成27年度に及ぶため。

- | | | |
|-----|-----|---|
| (3) | 事業名 | 区内共通商品券発行支援 |
| | 繰越額 | 3, 215万2, 906円 |
| | 理由 | 国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に対応したプレミアム付商品券発行補助金について、発行から換金までの事務が平成27年度に及ぶため。 |
| (4) | 事業名 | 地域消費喚起事業 |
| | 繰越額 | 6, 814万4, 000円 |
| | 理由 | 国の「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に対応した事業の実施が平成27年度に及ぶため。 |

議案第37号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（新規）

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が施行されることに伴い、区における個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

○ 内 容

- (1) 実施機関等、事業者及び区民の責務を定めます。
- (2) 特定個人情報の保護のための措置について定めます。
- (3) 情報提供等の記録の保護のための措置について定めます。
- (4) 自己に関する特定個人情報の開示等の請求に係る措置について定めます。
- (5) 区における個人番号を利用することができる事務及び特定個人情報を他の実施機関に提供することができる事務等について、今後この条例で定めることとします。

- 施行期日 平成27年10月5日。ただし、(1)及び(5)については公布の日、(2)の一部については平成28年1月1日、(3)については番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

議案第38号

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

本案は、「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」を制定することに伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 港区個人情報保護運営審議会の所掌事項に、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例に基づく諮問に対する審議等に関することを追加します。

(2) 特定個人情報については、この条例による保護に係る規定を適用しないこととします。

(3) その他規定の整備

○ 施行期日 平成27年10月5日。ただし、(3)の一部については、平成28年1月1日

議案第39号

港区情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

本案は、「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」を制定することに伴い、規定を整備するものです。

○ 内 容

(1) 港区情報公開・個人情報保護審査会の審査事項に、自己に関する特定個人情報の開示等の請求に対する処分についての不服申立てに係る審査を追加します。

(2) その他規定の整備

○ 施行期日 平成27年10月5日

議案第40号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画法に基づき区が定める高度地区に絶対高さ制限を導入することに伴い、制限の緩和の特例等に関する認定申請及び許可申請の手数料を新設するものです。

○ 内 容 市街地環境の向上に資する建築物に係る特例等に関する認定申請及び許可申請の手数料を新設します。

○ 施行期日 区規則で定める日

議案第41号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、東京都の「食品製造業等取締条例の一部を改正する条例」及び「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の施行により、弁当類又はそう菜類を販売する行商について許可制が定められるとともに、当該許可に係る事務が区に移譲されることに伴い、手数料を新設するものです。

- 内 容 弁当等人力販売業に係る許可申請等の手数料を新設します。
- 施行期日 平成27年10月1日

議案第42号

港区防災対策基本条例の一部を改正する条例

本案は、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」の施行による「災害対策基本法」の一部改正を踏まえ、規定を整備するものです。

- 内 容 条例で使用している用語を災害対策基本法で使用している用語に統一します。
 - ・災害時要援護者 → 要配慮者
- 施行期日 公布の日

議案第43号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画の都市計画決定の変更並びに田町駅東口北地区地区計画、虎ノ門三・四丁目地区地区計画及び虎ノ門二丁目10地区地区計画の決定に伴い、規定を整備するものです。

- 内 容
 - (1) 環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画
 - ア 地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
 - イ 計画地区に「IV街区」「V街区」「VII街区」「VIII街区」及び「IX街区」を加えます。
 - (2) 田町駅東口北地区地区計画、虎ノ門三・四丁目地区地区計画及び虎ノ門二丁目10地区地区計画
 - ア 適用区域となる地区整備計画に田町駅東口北地区地区整備計画、虎ノ門三・四丁目地区地区整備計画及び虎ノ門二丁目10地区地

区整備計画を追加します。

イ 計画地区における建築禁止建築物等を定めます。

○ 施行期日 公布の日

議案第 4 4 号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

本案は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく国の医療費助成の対象となる指定難病が追加されたことに伴い、心身障害者福祉手当の支給対象とする特殊疾病の範囲を拡大するものです。

○ 内 容 国の医療費助成の対象となる指定難病を手当の支給対象とする特殊疾病に追加します。

○ 施行期日 平成 2 7 年 7 月 1 日

議案第 4 5 号

平成 2 7 年度港区一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 6 号

平成 2 7 年度港区介護保険会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 7 号

工事請負契約の承認について（（仮称）桜田公園自転車駐車場整備工事）

本案は、（仮称）桜田公園自転車駐車場整備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

（1）工事の規模 機械式自転車駐車場 2 基
管理室 1 棟

（2）契約金額 4 億 3, 4 1 6 万円

（3）工 期 契約締結の日の翌日から平成 2 8 年 2 月 2 9 日
まで

（4）契約の相手方 港区高輪三丁目 1 9 番 2 3 号
徳倉建設株式会社東京支店

議案第 4 8 号

工事請負契約の承認について（芝浦四丁目道路整備工事）

本案は、芝浦四丁目道路整備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

○ 内 容

- | | | |
|------------|--------|-------------------------------|
| (1) 工事の規模 | 工事区間長 | 381.2m |
| | 歩道舗装面積 | 1,314㎡ |
| | 車道舗装面積 | 3,731㎡ |
| (2) 契約金額 | | 1億3,932万円 |
| (3) 工 期 | | 契約締結の日の翌日から平成28年2月29日まで |
| (4) 契約の相手方 | | 港区港南二丁目13番31号
地崎道路株式会社東京支店 |

議案第49号

物品の購入について（パーソナルコンピューター等）

本案は、パーソナルコンピューター等を購入するものです。

○ 内 容

- | | | |
|--------------|--------------|-------------------------|
| (1) 購入の目的 | | 情報システム端末機器等の更新 |
| (2) 購入品目及び数量 | パーソナルコンピューター | 750台 |
| | モニター | 750台 |
| | 文書作成等ソフトウェア | 800式 |
| (3) 購入予定価格 | | 1億679万5,800円 |
| (4) 購入の相手方 | | 港区芝四丁目4番12号
三信電気株式会社 |

議案第50号

指定管理者の指定について（港区立商工会館）

本案は、港区立商工会館の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- | | | |
|-----------|--|-----------------------------------|
| (1) 対象施設 | | 港区立商工会館 |
| (2) 指定管理者 | | 港区赤坂四丁目1番33号
株式会社アクト・テクニカルサポート |
| (3) 指定の期間 | | 平成27年10月1日から平成33年3月31日まで |

議案第51号

指定管理者の指定について（港区立三田いきいきプラザ等）

本案は、港区立三田いきいきプラザ等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立三田いきいきプラザ
港区立神明いきいきプラザ
港区立虎ノ門いきいきプラザ
- (2) 指定管理者 静岡県富士市五貫島175番地医療法人財団百葉^{ももは}
の会内^{かい}
百葉の会・東急コミュニティー共同事業体
- (代表団体) 医療法人財団百葉の会
- (構成団体) 株式会社東急コミュニティー
- (3) 指定の期間 医療法人社団湖聖会と医療法人財団百葉の会との
合併の効力が生ずる日から平成29年3月31日
まで
- ※指定期間の終期は、現指定管理者の指定期間の
終期と同一です。

議案第52号

指定管理者の指定について（港区立台場高齢者在宅サービスセンター）

本案は、港区立台場高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立台場高齢者在宅サービスセンター
- (2) 指定管理者 静岡県富士市五貫島175番地
医療法人財団百葉の会
- (3) 指定の期間 医療法人社団湖聖会と医療法人財団百葉の会との
合併の効力が生ずる日から平成28年3月31日
まで
- ※指定期間の終期は、現指定管理者の指定期間の
終期と同一です。

議案第53号

指定管理者の指定について（港区立芝高齢者在宅サービスセンター等）

本案は、港区立芝高齢者在宅サービスセンター等の指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立芝高齢者在宅サービスセンター
港区立芝地域包括支援センター
- (2) 指定管理者 静岡県富士市五貫島175番地
医療法人財団百葉の会
- (3) 指定の期間 医療法人社団湖聖会と医療法人財団百葉の会との
合併の効力が生ずる日から平成28年3月31日
まで
※指定期間の終期は、現指定管理者の指定期間の
終期と同一です。

議案第54号

指定管理者の指定について（港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター）

本案は、港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を指定するものです。

○ 内 容

- (1) 対象施設 港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター
- (2) 指定管理者 静岡県富士市五貫島175番地
医療法人財団百葉の会
- (3) 指定の期間 医療法人社団湖聖会と医療法人財団百葉の会との
合併の効力が生ずる日から平成29年3月31日
まで
※指定期間の終期は、現指定管理者の指定期間の
終期と同一です。

議案第55号

町の区域の変更について（芝浦一丁目及び芝浦三丁目）

本案は、田町駅東口北地区土地区画整理事業に伴う町の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、承認を求めるものです。

- 内 容 芝浦一丁目の一部を芝浦三丁目に編入し、芝浦三丁目
の一部を芝浦一丁目に編入します。